

におい協会規程第2号

役員等に対する報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人におい・かおり環境協会(以下「本協会」という。)定款第16条第3項の規定に基づき、本協会の常勤役員の報酬並びにその他の役員・顧問及び各種委員会委員(協会独自のものに限る。)(以下、「その他の役員等」という。)の費用弁償について定め、適正な報酬及び費用弁償を図ることを目的とする。

(常勤役員)

第2条 常勤役員とは、役員の内、本協会を主たる勤務場所とするものを云い、報酬を支給する。ただし、常勤役員の内、職員兼務役員には職員として給与を支払うこととする。

2 常勤役員の報酬額は、予算の範囲内で俸給表(別表)により会長が定める。

3 常勤役員には、職員に準じた特別勤務手当、通勤手当及び特別手当を支給することができる。

4 常勤役員の定年は概ね満65歳とし、定年に達した日以降の理事会開催月の月末をもって退職とする。

ただし、業務上の都合により特に会長が必要と認めた者については、理事会の承認を得、かつ勤務条件及び給与条件を付して延長することができるものとする。なお、この場合で、報酬が減額する場合および非常勤となる場合は新たな採用と見なすものとする。

5 常勤役員が退職する(非常勤となる場合も含む。)場合には、職員に準じた退職金を支給することができる。

(その他の非常勤役員等)

第3条 その他の役員等には、その地位にあることのみに基づいては報酬を支給しない。

2 前項にかかわらず、役務の提供に対しては、予算の範囲内で常勤役員の報酬額(別表)および勤務条件等を勘案し会長が定めた報酬を支払うものとする。

3 各種委員会に係る委員手当等は、別に定める委員手当・講師謝金等支払基準により支払うものとする。

4 旅費交通費等の費用弁償は、出張旅費・交通費支払規程に基づき支払うものとする。

(準用)

第4条 常勤役員及びその他の役員等の報酬及び費用弁償の支払方法等については、この規則に定めるもののほか、職員の給与規程等を準用する。

附 則

1. 改正後の規程は、平成10年5月20日から施行する。
2. 本規程は、平成15年4月 日から施行する。

(別表)

常勤役員等俸給表

号	月 額	号	月 額
1	200,000	11	530,000
2	250,000	12	550,000
3	300,000	13	580,000
4	350,000	14	600,000
5	380,000	15	630,000
6	400,000	16	650,000
7	430,000	17	680,000
8	450,000	18	700,000
9	480,000	19	730,000
10	500,000	20	750,000

(注)

(1) 号俸適用にあたっては、以下のことを留意し決定するものとする。

1. 定年者の採用は、定年前給与の概ね70%以下とする。
2. 他の常勤役員及び職員とのバランス
3. 年金受給額等他の収入
4. 職務
5. その他特殊事情

(2) 原則として定期昇給はしないものとする。

ただし、会長が特に必要と認める場合は、任期更新時等に見直すものとする。